

告 示

埼玉県告示第四百五十九号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六条第一項の規定に基づき、第十次埼玉県卸売市場整備計画を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十八年四月五日から平成二十八年五月六日まで

二 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課及び各農林振興センター